

令和4年1月6日
関東財務局

関東財務局における 新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

1月6日（木）、関東財務局（埼玉県さいたま市）の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の従事状況等】

当該職員は、関東財務局において、内部の事務処理に従事しており、広く一般の方々と接する窓口業務は行っておりませんでした。

1月5日（水）以降は、関東財務局での勤務はありません。

【関東財務局における対応】

当該職員が勤務した執務室等の消毒は既に完了しております。今後も、保健所が行う感染経路の特定など所定の調査に協力するほか、保健所等専門家の指示を踏まえ対応してまいります。なお、当該職員と接触があった職員については、在宅勤務等としています。

また、当局では、現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。